

令和5年度 さっぽろまちキャンパス共創事業
(学生団体によるまちづくり活動推進事業) 補助金 公募要領

1 事業の目的

大学及び短期大学（以下「大学」という。）に在籍する学生による団体が、札幌市内で活動する地域団体と連携・協働して行うまちづくり活動に対し、さっぽろまちキャンパス共創事業（学生団体によるまちづくり活動推進事業）補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、学生の地元への愛着及び関心を高めるとともに、学生の力を生かした地域コミュニティの活性化を目指すことを本事業の目的とします。

2 さっぽろまちキャンパス共創事業の由来

まちキャンパスは、学生の活動や学びが地域全体に広がり、まちそのものがキャンパスのような場となる概念を表現しています。

まちは地域、キャンパスは大学の敷地を指す言葉です。まちキャンパスは、学生の活動や学びが大学の枠にとどまらず、地域全体を舞台に展開されることを意味しています。学生のみなさんは、地域のさまざまな場所で学びやアクティビティを行いつつ、地域団体との交流や協働を通じてまちの魅力や活性化にチャレンジしてみてください。こうして出来上がるまちキャンパスは、学生にとってだけでなく、地域にとっても学びの場となります。

学生、地域が共にまちキャンパスを創っていく未来を想像しながら、事業の愛称として「さっぽろまちキャンパス共創事業」と名付けました。

3 申請資格

1	光塩学園女子短期大学
2	札幌医科大学
3	札幌市立大学
4	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部
5	札幌学院大学
6	札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部
7	札幌大学
8	札幌保健医療大学
9	天使大学
10	東海大学
11	日本医療大学
12	藤女子大学

13	北星学園大学・北星学園大学短期大学部
14	北海学園大学
15	北海商科大学
16	北海道医療大学
17	北海道科学大学
18	北海道教育大学
19	北海道大学
20	北海道武蔵女子短期大学

申請可能な学生団体（サークル、クラブ、ゼミ、研究室等）は、大学に所属する学生5名以上で構成される団体で、かつ、以下の大学に所属する学生が1名以上いれば、団体の活動年数等は問いません。さらに、申請に当たっては、以下の要件を満たすことも必要です。

- (1) 学生団体が主体的に活動する内容であること。
- (2) 特定の政治活動や宗教活動、暴力的・破壊的活動、又は営利を目的とした事業ではないこと。
- (3) 札幌市内で活動を実施すること。
- (4) 親睦、レクリエーション等を主な目的とした事業ではないこと。
- (5) 補助対象事業に係る事業計画及び資金計画が具体化されていること。
- (6) 補助対象事業が事業実施年度の2月末日までに完了し、かつ、実績報告が可能なものであること。

4 申請期間及び事業実施期間

(1) 申請期間

令和5年8月2日（水）～令和5年9月12日（火）

(2) 事業実施期間

交付決定日～令和6年2月29日（木）

※上記の期間内に、事業実施に係る経費の支払い及び関係書類の提出（**11 実績報告**を参照のこと）を完了すること。

※交付決定日は、令和5年9月25日（月）を予定しておりますが、採択された学生団体に改めて通知します。

5 補助対象事業

学生団体が、札幌市内で活動する地域団体（町内会等の住民組織、NPO等の市民活動団体、商店街等）と協働して行うまちづくり活動全般が対象です。ただし、学生団体が主体的に活動するものを対象としますので、例えば、単に地域団体が実施するイベントのお手伝いをするというのではなく、そうした機会を捉えて連携し、学生団体が主体的に企画立案して活動してください。

学生のみなさんが普段学んでいること、サークルで実践していること等を生かし、自由な発想でチャレンジしてください。

6 補助対象経費

事業実施に係る経費のうち、以下のものを対象とします。

経費項目	内容
需用費	消耗品費の購入、印刷製本費、備品等の修繕費 等
役務費	通信運搬費（郵便電信料、運搬料）、各種手数料、役務サービス料、翻訳料等の役務費 等
広報宣伝費	広報費、宣伝費 等
会場費	事業実施に直接必要な施設や設備等の借り上げに要する経費 等
報償費	外部専門家等にかかる技術指導費及びコンサルタント費等の報償費用等
その他の経費	その他、市長が必要と認める経費

※ただし、以下のものは補助対象外とします。

- 事業に直接関係がない経費
- 交付決定日より前に支出した経費
- 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- 領収書等の挙証書類が保存されていない経費 等

7 補助金額等

(1) 補助上限額

200千円／件

(2) 補助率

10分の10

(3) 採択予定件数

5件程度。審査の方法は、**9 審査**で後述します。

8 交付申請

学生団体は、以下の書類を令和5年9月12日（火）までに、メール（**15 書類の提出及び問合せ先**を参照のこと）で提出してください。

- 補助金交付申請書（様式1）
- 学生団体構成員名簿（様式1の別紙）
- 事業計画書（様式2）
- 事業収支予算書（様式3）
- その他市長が必要と認めるもの（※指示がある場合のみ）

9 審査

本事業では、一次審査（書面）、二次審査（対面プレゼンテーション）の二段階で実施します。一次審査を通過した学生団体には、詳細を個別に連絡しますので、二次審査に参加してください。二次審査は以下のとおり予定しています。なお、補助対象事業は別途設置する審査委員会において、別表の評価基準に基づき審査の上、選定します。

(1) 日時

令和5年9月19日（火）午前 2～3時間程度

(2) 場所

札幌市役所本庁舎地下1階会議室

10 事業内容変更等の申請

交付決定を受けた学生団体は、以下に掲げる場合を除き、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の実施を中止しようとするときは、速やかに事業内容変更等申請書（様式5）をメール（**15 書類の提出及び問合せ先**を参照のこと）で提出し、承認を受ける必要があります。

- 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的の達成に資するものと考えられる場合
- 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

11 実績報告

学生団体は、事業が完了した日から30日を経過した日又は令和6年2月29日（木）のいずれか早い日までに必着で、以下の書類を郵送又は持参（**15 書類の提出及び問合せ先**を参照のこと）により提出してください。ただし、持参の場合は、平日8時45分～17時15分（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）にお越しください。

- 事業完了報告書（様式7）
- 事業実績報告書（様式8）
- 補助金精算書（様式9）
- 領収書等の挙証書類（※写し）
- その他市長が必要と認めるもの（※指示がある場合のみ）

上記の書面による実績報告に加え、本事業では実施内容をプレゼン形式で報告する成果報告会を行います。成果報告会は、令和6年3月に実施予定ですので、詳細が決まり次第、学生団体にご連絡いたします。

12 事業費の精算

補助金は、原則として事業が完了した後、領収書等の「事業の実施に係る支出を証する書類」を精

査し、要した経費額を確定した上で交付するものです。そのため、領収書等の挙証書類（写し）の提出をお願いいたします。

領収書には、支払内容（購入物品等）がわかるよう但し書きを記載してもらってください。難しい場合は、支払内容を補完する書類（購入物品の写真等）の提出をお願いいたします。

交付申請時の収支予算書に記載のない経費については精算が認められない場合がありますので、事業遂行のために真に必要な経費であるかどうか、十分に検討をお願いいたします。

13 その他

(1) 情報の公開

補助が決定した事業は、学生団体名、事業名、事業概要、実施結果等を公表する予定です。内容は各学生団体と調整いたしますが、あらかじめご承知置き願います。今後の市の取材等にもご協力願います。

(2) 概算払

補助金の交付は、原則として精算払ですが、例外的に、上限額の範囲内で全部又は一部を概算で事業完了前に交付する（概算払）ことができます。概算払を希望する場合は、交付申請時、補助金交付申請書（様式1）にその旨を記載してください。

- ✓ 補助金が振り込まれるまでには、交付決定日から2週間程度の時間がかかります。
- ✓ 事業完了後に領収書等を精査した上で確定する補助金額が、概算交付額を下回る場合は、その差額を返還する必要があります。

14 全体スケジュール

令和5年8月2日（水）	交付申請開始
令和5年9月12日（火）	交付申請締め切り
：	
：	（一次審査及び二次審査進出の連絡）
：	
令和5年9月19日（火）	二次審査（対面プレゼンテーション）
令和5年9月25日（月）	交付決定、事業開始 ※予定
令和6年3月	成果報告会 ※予定

15 書類の提出及び問合せ先

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課産学官連携担当係
猪瀬、岡田

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南

TEL : 011-211-2347

MAIL : sangakukan@city.sapporo.jp

別表 評価基準

各項目の評価基準点は次のとおり定性評価し、「評価基準点×係数」で評価点を求めるものとする。

5点：とても優れている

4点：優れている

3点：普通

2点：やや劣る

1点：劣る

項目	評価の観点	係数	最大評価点
事業内容	事業内容が独創的、先進的、魅力的であるか。	5	25
	事業内容が（地域）社会からのニーズに即したもののか。	3	15
	事業内容が課題に対する解決手法として妥当か。	1	5
熱意	事業に対する熱意・思い入れが深いかどうか。	5	25
連携体制	役割が明確化され、学生団体が主体的に活動する体制であるか。	2	10
	地域団体との連携・協働内容が深いもののか。	1	5
波及性	事業実施により得られる効果が、広く社会に波及するものか。	2	10
効率性	予算の積算が効率的かつ適正であるか。	1	5
計			100